



平成20年5月14日

各位

会社名 住友大阪セメント株式会社
代表者名 取締役社長 渡邊 穰
(コード番号 5232 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 村松 龍司
(TEL 03-5211-4505)

会社の支配に関する基本方針および 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランを決議した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為への対応策として相当である旨の意見を表明しております。

本プランは、平成20年6月27日開催予定の当社第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に発効することとし、有効期間は平成23年6月開催予定の当社第148回定時株主総会の終結の時までとします。また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えておきます。平成20年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

注1 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、または、
- (ii) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有

株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。））、または、
(ii)特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、「セメント事業」および関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供しています。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っております。これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の皆様への期待に応えてまいりました。

「セメント事業」は、創業以来約100年にわたり一貫して行ってきたコア事業です。

子会社を含めた国内6鉱山・6工場において、高品位の各種セメントを製造し、国内各地のサービスステーション（SS）、子会社や協力会社による、セメント専用船を始めとする海上輸送・陸上輸送、これらをつなぐ情報システムなどを駆使して効率的な物流体制を確立し、迅速かつ確実な供給を行っております。

販売面においては、全国各地に特約販売店を擁し、これらの企業と長く強固な信頼関係を築き、情報を共有し、需要に的確に対応することにより、ユーザーサービスの向上に努め、その結果、販売シェアの維持・向上を果たしています。その他、セメント・コンクリート研究所や

各支店の技術センターを通じて、施工面などお客様のニーズを確実に汲み取り、用途に合った製品の提供、品質の改善にも努めています。

セメントは、差別化が図りにくい製品であり、収益を上げるためにはコストダウンが重要な戦略となります。当社は、生産・物流拠点の統廃合等セメント国内需要の減少に同業他社に先駆けて対処するとともに、工場の省力化・省エネなどの合理化にも鋭意取り組んでまいりました。

加えて、近年は、動脈産業として基礎資材を提供するだけでなく、静脈産業として、廃棄物処理やリサイクル原燃料の利用拡大を図ることにより循環型社会の構築に貢献しています。

セメント事業の上流にあたる、石灰石鉱山の採掘事業については、セメント用原料の供給だけでなく、高品位の石灰石を活用した鉄鋼・化学向け原料の供給や生コンクリート用骨材などの供給を行っており、これらは「鉱産品事業」として安定した収益源となっています。

石灰石資源は、自国でまかなえる数少ない天然資源であり、「鉱産品事業」は、製造業であるとともに資源産業でもあります。当社は、国内有数の鉱山である秋芳鉱山など6鉱山で採掘を行っていますが、長期的視野に立って石灰石資源の確保に努めるとともに、地域に根ざした企業として環境保全に万全を期して、計画的な開発を心がけております。

セメント周辺分野である、「建材事業」は、コンクリート補修分野を柱に展開しています。国内の橋梁、トンネル、道路、港湾、ダム、空港、下水道などのコンクリート構造物が、経年劣化に加えて、塩害、中性化、アルカリ骨材反応、凍害といった各種の要因によって劣化が促進されることから、当社グループでは、このコンクリート・リハビリテーション分野に注力し、当社グループが有する技術・ノウハウ等を基に、コンクリート構造物別の劣化要因、補修の方法、施工性に合わせた、各種商品の提供、工法の開発等をしてきました。

上記のとおり、当社は「セメント事業」を中核に、上流部門である「鉱産品事業」、周辺分野である「建材事業」へと展開し、当社が保有する経営資源を最大限に活用しています。

一方、「光電子事業」につきましては、これまで、主力製品であるLN変調器等光通信部品を主に手がけてきました。当該製品は、光通信網の整備に不可欠な部品であり、当社は世界有数のメーカーとして国内外に供給しています。その他、医療用光源や計測器など通信用途以外の分野向けに、光技術を応用した製品を開発・販売し、事業の拡大に取り組んでいます。

また、「新材料事業」につきましては、当社独自の粉砕、分級、分散、合成技術を基に、ナノ粒子とその応用製品を開発・製造してきました。具体的には、光反射防止、帯電防止、電磁波シールド、紫外線(UV)カット、熱線(IR)カット、防臭などさまざまな機能を持つことから、各種ディスプレイ、化粧品、繊維、建物など幅広い分野で利用されています。

「光電子事業」・「新材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野です。今後は、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めてまいります。

以上のような事業方針のもとで、当社は、セメント事業を中心とし、その他各事業を行うことで、経営の安定化と成長を図ってまいりました。今後も、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、企業価値を高めてまいります。

当社は、2007年に創立100周年を迎えました。1世紀にわたり、株主、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。今後も各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力してまいります。

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み

当社は、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しております。

「取締役会規程」、「職務権限規程」等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適性かつ効率的な職務の執行を図るとともに、全社経営戦略その他の経営上重要な事項を審議するための「経営会議」をはじめ、目的に応じ各種会議体を整備し、運用することにより、重要事項については、実質的な審議を十分重ねた上で、決定しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細につきましては、東京証券取引所の「コーポレート・ガバナンス状況サービス」

(<http://www.tse.or.jp/disc/52320/200805120050-450c0190.pdf>) をご参照ください。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 I. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

また、本プランを運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行う際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は本プランにおいて大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、本プランは平成20年6月に開催される当社第145回定時株主総会で承認されることを条件として発効することとしております。

2. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ（以下「当社ら」といいます。）の事業と同種事業についての経験の有無を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容（買付対価の種類・価額、買付の時期・方法その他の買付条件およびその適法性、関連する取引の仕組み、ならびに買付および関連する取引の実現可能性を含みます。）
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含みます。）
- ④大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠
- ⑤当社らの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分であると当社取締役会または特別委員会が考える場合、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案および大規模買付情報の提供が完了した事実は速やかに開示いたします。また、株主の皆様への合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、当社取締役会に提供された大規模買付情報の全部または一部を開示いたします。

(3) 取締役会評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとします。但し、後記(4)特別委員会の評価・検討期間が延長された場合、特別委員会の勧告を受けて、延長された期間と同一期間を上限に延長することがあります。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会の勧告のほか、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 特別委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社株主の皆様の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、特別委員会規程（概要につきましては、別紙3をご参照ください。）を制定し、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者^(注4)の中から選任いたします。特別委員会を構成する委員につきましては、本プランの導入後速やかに選任いたしますが、本プラン導入当初の特別委員会の委員候補者の氏名および略歴につきましては、別紙4に記載のとおりです。

特別委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付情報の内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提出するよう当社取締役会を通して求めることができます。また、特別委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非について諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日まで（取締役会評価期間中の期間とし、以下「特別委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を当社取締役会に対して勧告として回答します。なお、特別委員会が特別委員会検討期間満了時まで、対抗措置の発動の是非につき勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付者等の買付等の内容の検討、当該大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、当該評価・検討期間を延長できるものとします（この延長がなされた場合には、前記(3)のとおり、取締役会評価期間も当該延長された期間を上限に延長することがあります。）。当社取締役会は、特別委員会からの勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動の決議を行います。

注4 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ当社の企業価値または株主共同の利益を確保するために必要であるときには、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることとします。具体的には、以下のいずれかの類型に該当する場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものとします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- ⑥ 買付が行われる時点での法令等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付と判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合で、かつ当社の企業価値または株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当を行う場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を設けることがあります。また、当社は、機動的に新株予約権の発行を行うことができるように、本プラン導入後、新株予約権の発行登録を行う場合があります。本発行登録を行った場合には、すみやかにその内容を開示させていただきます。

(3) 対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記(1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊

重するものとします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、行使期間開始日までの間は、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に公表します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、割当基準日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）および当社が新株予約権を取得する日までに、

大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面」をご提出を求めることがあります。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。）。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令および当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

5. 本プランの適用開始、有効期間および廃止

本プランは、平成20年6月に開催予定の当社第145回定時株主総会での承認により発効することとします。なお、有効期間につきましては、本定時株主総会の終結時から平成23年6月開催予定の第148回定時株主総会の終結時までとして本定時株主総会に付議する予定です。

本プランは、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月開催予定の第145回定時株主総会での承認により発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様のご意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。さらに、当社の取締役任期は、現在2年となっておりますが、これを1年とする定款の一部変更に関する議案を本定時株主総会においてお諮りする予定であり、この定款変更議案が可決された場合には、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を示していただくことも可能となります。

(3) 特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ 3. 「大規模買付行為が為された場合の対応」において記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5の「本プランの適用開始、有効期限および廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 1,470,130,000 株
2. 発行済株式総数 427,432,175 株
3. 株主数 50,954 名
4. 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	36,300,000	8.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,485,000	7.06
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	20,099,189	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)	9,908,000	2.37
ザ バンク オブ ニューヨーク ユーエス ペンション ファンド グローバル ビジネス 132561	9,237,000	2.21
株式会社三井住友銀行	9,163,276	2.19
住友生命保険相互会社	8,520,000	2.04
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	7,292,000	1.75
住友商事株式会社	7,185,000	1.72
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	6,302,105	1.51

- (注) 1. 当社は、自己株式 9,774,737 株を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
2. 出資比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主

当社取締役会で定める割当についての基準日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める割当基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

6. 新株予約権の行使条件・取得条項

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。以下「新株予約権の行使が認められない者」といいます。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。また、この行使条件のために新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあり、当該取得に関する条項は、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

特別委員会規程の概要

1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

特別委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）のいずれか3名以上で構成される。

3. 任期

特別委員会の委員の任期は、当社取締役会の決議によって定める。

4. 決議要件

特別委員会の決議は、原則として、特別委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、特別委員の全員が出席できない事情がある場合には、特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

5. 決議事項

特別委員会は、原則として、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、特別委員会の各委員は、当該決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付者および当社取締役会が特別委員会に提出すべき情報とその提出期限
- ② 取締役会評価期間および特別委員会検討期間の延長
- ③ 大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か
- ④ 対抗措置の発動・中止
- ⑤ 本プランの変更・修正
- ⑥ その他本プランに関連し、当社取締役会が諮問した事項

6. 専門家等の助言

特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

本プラン導入当初の特別委員会の委員候補者の氏名および略歴

1. 氏名：齊田 國太郎（さいだ くにたろう）

生年月日：昭和18年 5月 4日生

<略歴>

平成15年 2月 高松高等検察庁検事長
平成16年 6月 広島高等検察庁検事長
平成17年 8月 大阪高等検察庁検事長
平成18年 5月 弁護士登録（現在に至る。）

※ 齊田國太郎氏につきましては、平成20年6月27日開催予定の第145回定時株主総会において、会社法第2条第15号に定める社外取締役として選任予定であります。

2. 氏名：渡邊 明（わたなべ あきら）

生年月日：昭和 6年 1月17日生

<略歴>

平成 6年 7月 九州工業大学名誉教授（現在に至る。）
平成13年 7月 九州共立大学学長
平成17年 7月 九州共立大学学長退任
平成19年 6月 当社 社外監査役（現在に至る。）

3. 氏名：柿本 壽明（かきもと としあき）

生年月日：昭和16年 4月 9日生

<略歴>

平成10年 1月 株式会社日本総合研究所副社長
平成12年 6月 株式会社日本総合研究所理事長
平成16年 6月 株式会社日本総合研究所シニアフェロー（現在に至る。）

以上